

曆書金易書どもに依りて、彼繁蕪なる吉凶方位、年月日時の説を和解し弘めて世を惑はすは、元より朝廷に御心ありて、用ひ給はぬ事をし、私に世に出すにて、賊盜律に、凡造妖書及妖言、遠流傳用以惑衆者亦如之とあるに當れる罪科なりとは知らずやも、

〔台記別記〕久安四年九月二十日乙巳詣東大寺、放輪安壇禮大佛、奉燈明、中戊刻入洛披曆、今日無三吉注矣、

〔憲教類典四ノ九〕享保十三戊申年

一來酉の年の板行曆の終に、年の節と中とは、曆中第一の要所にて、耕作種蒔、或草木鳥獸にいたるまで、節季を違ふべからず、然るに曆の下段の内江、入交りて見へわかちがたし、廿四季の名并時刻を別段に擧ぐるし、曆を開くに早速見へ安からしむ、また晝夜の數は、右の曆に記せりといへども、中半より斷絶せり、是又民間に去らしめんため、舊例に去たがひ、書入る、者也、

申八月

澀川六藏源則休

猪飼又次郎源久一

謹推數考定

來年之新曆之終の紙の書付之文言に、澀川六藏猪飼又次郎、兩人之書面之通、加入板行可致候、若曆之終り詰り、加入難仕候は、曆之袖に、兩人とも書記板行仕候様被仰付候、

右加入之文言は、來己酉の曆計、右寺社奉行御連名にて、京都所司代牧野河内守殿、江被仰遣候由、

〔誠齋雜記 丁未雜記 五〕頒行曆前文略○中

寶曆五年乙亥曆

貞享以降、距數十年、用一曆、其推步與天差矣、今立表測景、定氣朔而治新曆、以頒之天下、

一曆面にいむ日は多しといへども、吉日は、天しや、大みやうの二ツのみにて、世俗の最足がたか